

○就労継続支援B型サービス費

基本部分		注	注	注
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合	利用者の数 が利用定員 を超える場合 又は 職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準を満たさない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合
イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) (7.5:1)	(1)定員20人以下 (584単位)	×965/1000	×70/100	×95/100
	(2)定員21人以上40人以下 (519単位)			
	(3)定員41人以上60人以下 (487単位)			
	(4)定員61人以上80人以下 (478単位)			
	(5)定員81人以上 (462単位)			
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) (10:1)	(1)定員20人以下 (532単位)			
	(2)定員21人以上40人以下 (474単位)			
	(3)定員41人以上60人以下 (440単位)			
	(4)定員61人以上80人以下 (431単位)			
	(5)定員81人以上 (416単位)			
ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費 (-)				
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき 15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき 10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)			
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき 41単位を加算)				
重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) 障害者割合(18名未満)/利用者が100分の90 (1)定員20人以下 (1日につき 56単位を加算) (2)定員21人以上40人以下 (1日につき 50単位を加算) (3)定員41人以上60人以下 (1日につき 47単位を加算) (4)定員61人以上80人以下 (1日につき 46単位を加算) (5)定員81人以上 (1日につき 45単位を加算) ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) 障害者割合(18名未満)/利用者が100分の29 (1)定員20人以下 (1日につき 28単位を加算) (2)定員21人以上40人以下 (1日につき 25単位を加算) (3)定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算) (4)定員61人以上80人以下 (1日につき 23単位を加算) (5)定員81人以上 (1日につき 22単位を加算)			
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)				
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)			
欠席時対応加算(月4回を限度) (1回につき 94単位を加算)				
就労移行支援体制加算 (1日につき 13単位を加算)				
目標工賃達成加算	イ 目標工賃達成加算(Ⅰ) (1日につき 69単位を加算) ロ 目標工賃達成加算(Ⅱ) (1日につき 59単位を加算) ハ 目標工賃達成加算(Ⅲ) (1日につき 32単位を加算)			
目標工賃達成指導員配置加算	(1)定員20人以下 (1日につき 89単位を加算) (2)定員21人以上40人以下 (1日につき 80単位を加算) (3)定員41人以上60人以下 (1日につき 75単位を加算) (4)定員61人以上80人以下 (1日につき 74単位を加算) (5)定員81人以上 (1日につき 72単位を加算)			
施設外就労加算 (1日につき 100単位を加算)				
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)			
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき 150単位を加算)				
食事提供体制加算 (1日につき 30単位を加算)				
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき 27単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき 13単位を加算)			
障害福祉サービスの体験利用支援加算 (1日につき 300単位を加算)				
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×52/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×38/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×21/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)			
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×7/1000)				

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
注3 指定障害者支援施設において行った場合

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可
注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)